

建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第34号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（平成12年岩手県条例第37号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後																												
1	<p>(認定申請手数料等)</p> <p>第17条 次の表の左欄に掲げる申請をする者は、申請1件につき、同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <table border="1"><thead><tr><th>申請の種類</th><th>手数料の額</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の<u>建ぺい率</u>に関する制限の適用除外に係る許可の申請</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、<u>建ぺい率</u>、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	申請の種類	手数料の額	[略]		法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請	[略]	[略]		法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の <u>建ぺい率</u> に関する制限の適用除外に係る許可の申請	[略]	[略]		法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可	[略]	<p>(認定申請手数料等)</p> <p>第17条 次の表の左欄に掲げる申請をする者は、申請1件につき、同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <table border="1"><thead><tr><th>申請の種類</th><th>手数料の額</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、<u>第13項ただし書又は第14項ただし書</u>（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の<u>建蔽率</u>に関する制限の適用除外に係る許可の申請</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、<u>建蔽率</u>、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	申請の種類	手数料の額	[略]		法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、 <u>第13項ただし書又は第14項ただし書</u> （法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請	[略]	[略]		法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の <u>建蔽率</u> に関する制限の適用除外に係る許可の申請	[略]	[略]		法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の	[略]
申請の種類	手数料の額																													
[略]																														
法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請	[略]																													
[略]																														
法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の <u>建ぺい率</u> に関する制限の適用除外に係る許可の申請	[略]																													
[略]																														
法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可	[略]																													
申請の種類	手数料の額																													
[略]																														
法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、 <u>第13項ただし書又は第14項ただし書</u> （法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請	[略]																													
[略]																														
法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の <u>建蔽率</u> に関する制限の適用除外に係る許可の申請	[略]																													
[略]																														
法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の	[略]																													

の申請	
[略]	
法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の <u>建ぺい率</u> 、同条第3項の規定に基づく建築物の高さ又は同条第7項の規定に基づく建築物の用途地域等に関する制限の適用除外に係る認定の申請	[略]
[略]	
法第68条の5の6の規定に基づく建築物の <u>建ぺい率</u> に関する特例の認定の申請	[略]
[略]	
法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請	[略]

2・3 [略]

申請	
[略]	
法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の <u>建蔽率</u> 、同条第3項の規定に基づく建築物の高さ又は同条第7項の規定に基づく建築物の用途地域等に関する制限の適用除外に係る認定の申請	[略]
[略]	
法第68条の5の6の規定に基づく建築物の <u>建蔽率</u> に関する特例の認定の申請	[略]
[略]	
法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請	[略]

2・3 [略]

2

(対象区域等の指定)

第10条 法第56条の2第1項の規定に基づき日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として指定する区域、制限を受ける建築物として法別表第4(ろ)欄4の項イ又はロのうちから指定するもの、同表(は)欄2の項及び3の項に掲げる平均地盤面からの高さのうちから指定するもの並びに生じさせてはならない日影時間として同表(に)欄の各号のうちから指定する号は、次のとおりとする。

対象区域		法別表第	平均地	法別表第
都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定により	都市計画法第8条第3項第2号イの規定により建築物の容積率に関する都市計画	4(ろ)欄4の項イ又はロ	盤面からの高さ	4(に)欄の号

(対象区域等の指定)

第10条 法第56条の2第1項の規定に基づき日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として指定する区域、制限を受ける建築物として法別表第4(ろ)欄4の項イ又はロのうちから指定するもの、同表(は)欄2の項及び3の項に掲げる平均地盤面からの高さのうちから指定するもの並びに生じさせてはならない日影時間として同表(に)欄の各号のうちから指定する号は、次のとおりとする。

対象区域		法別表第	平均地	法別表第
都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定により	都市計画法第8条第3項第2号イの規定により建築物の容積率に関する都市計画	4(ろ)欄4の項イ又はロ	盤面からの高さ	4(に)欄の号

定められた地域又は法第52条第1項第6号の規定に基づき指定された区域	が定められた土地の区域又は法第52条第1項第6号の規定に基づき容積率が定められた土地の区域				定められた地域又は法第52条第1項第6号の規定に基づき指定された区域	が定められた土地の区域又は法第52条第1項第6号の規定に基づき容積率が定められた土地の区域			
第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域	[略]				第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域	[略]			
[略]					[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。ただし、表1の項の改正部分は、同年4月1日から施行する。